鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６７号

鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づき設置する鳥取市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について、法及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　法第１９条の３第１項の規定による申請の審査に関すること。

⑵　法第１９条の３第４項の規定による審査に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。

（組織）

第３条　審査会は、委員３人をもって組織する。

（会議等）

第４条　審査会の会議は、会長が招集する。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

（庶務）

第５条　審査会の庶務は、健康こども部において処理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、法第１９条の４第２項の規定にかかわらず、平成３０年１２月３１日までとする。

（会議の招集）

３　この条例の施行後最初に開催される審査会の会議の招集は、第４条第１項の規定にかかわらず、審査会の庶務を行う所属の長が行う。